

2002年5月7日

日本洋酒酒造組合 会長 村山達雄様
公正取引委員会 委員長 根来泰周様

日本アルコール問題連絡協議会

会長 上野 佐

〒103-0007 中央区日本橋浜町3-19-3 ソグノ21ビル2F
特定非営利活動法人アスク(アルコール薬物問題全国市民協会)内
Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

主婦連合会

会長 和田 正江

〒102-0085 千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ3F
Tel 03-3265-8121 Fax 03-3221-7864

「低アルコール度リキュール類の特定の事項の 表示に関する自主基準」についての要望書

果物を強調した低アルコール飲料について、誤飲を招く、未成年者の飲酒を誘引する、果汁飲料や清涼飲料では規制されている表示がまかり通っているなど、さまざまな問題が噴出し、各方面から指摘されています。

この状況を是正するため、日本洋酒酒造組合が「低アルコール度リキュール類の特定の事項の表示に関する自主基準」をまとめられたことは、第一歩として評価できる試みだと思います。しかし、その内容にはあいまいな記述が多く、基準としての役目を果たせないのではないかと危惧されます。その証拠に、基準制定のさなか、これを逆手に取るかのように、宝酒造株式会社が「生果汁チューハイ」と銘打った新商品を発売して、新たな混乱を巻き起こしました。

私たちは、この基準を真に意味あるものにするために、下記の5項を要望します。

記

1) 第7条(1)から、「客観的根拠に基づかない」という文言を削除すること

(1)そもそも、私たち消費者にとって「生果汁」とは、搾りたての果汁を意味します。加工されパッケージングされた商品が、搾りたてであるはずはありません。加熱していないことを「客観的根拠」としている宝酒造株式会社の「生果汁チューハイ」も、製造過程でパルプ除去・ろ過・凍結などを行っており、その際に天然成分の一部(ペクチン、パルプなど)は失われて、細胞破壊も起きているはずです。加熱しなければ「生」と表示してよいということにはなりません。

(2) 清涼飲料・果汁飲料は、公正競争規約により「生・天然」等の表示はできません。それが、アルコール飲料では可能なケースが出てくるとするのは大きな矛盾です。しかも、アルコール飲料に含まれる果汁の量は、清涼飲料水であれば「無果汁」とされる5%未満が大半(「生果汁チューハイ」は3.0%)であることから考えても、非常に矛盾した事態を引き起こしているといえます。

2) 第7条の(1)に「〇〇搾り、搾りたて」を加えること

この文言も、天然・自然・生・新鮮・フレッシュと同様に、「搾りたての果汁」であるかのような誤認を消費者に与えます。

3) 名称もしくは名称に付随している副題に、アルコール飲料であることを示す日本語表記を義務づけること

(1)「酒マーク」や「小さな度数表示」を見なければ、アルコール飲料であることが判別できないものが増えています。マークを入れさえすればよいとする傾向が見えるのは、本末転倒であり憂慮すべきことです。マークはあくまでも補足・強調の手段。名称もしくは副題で、アルコール飲料であることをきちんと示してください。

(2) サワー、ハイなどの言葉を名称につけたものも多く、これだけでは多くの消費者がアルコール飲料であることを認知できません。

(3) CHU-HIのように、ローマ字のみで表記する例も多く見られますが、これでは認知できない消費者もいます。日本語表記も義務づけるべきです。

4)「果物の絵や写真等を表示するときは、マーク程度のものにかぎる」とすること

第5条に「果物の絵、写真等を表示するときは、果物飲料等との誤認を防止するため、果物の絵、写真等の大きさは他の表示事項とバランスのとれたものとし、色彩、絵柄等の表示にも配慮する」とありますが、これでは表現があいまいすぎて基準になっていません。

5)「酒マークに関する自主基準」と同様に、甘味果実酒も「低アルコール度リキュール類の特定の事項の表示に関する自主基準」の正式対象にすること

この自主基準は、低アルコール度リキュール類に限られており、甘味果実酒等は含まれていません(附則に、「類似するものについては、この基準に準拠して表示するよう務める」とあるのみ)。しかし、消費者にとってはどちらも同じ種類の低アルコール飲料です。基準の中に正式に加えてください。

以上